

年 月 日

自動体外式除細動器(AED)貸出申込書

尼崎市 長 様

(申込者)

所在地

団体名

代表者氏名

印

電話番号

AEDの貸出しについて、裏面の貸出条件に同意したうえで、次のとおり申し込みます。

事業等の名称 及び内容 (注1)	
開催期間	年 月 日 ~ 年 月 日
開催場所	尼崎市
参加予定者数	_____ 人
AED講習修了者 又は有資格者 (注2)	<input type="checkbox"/> 医療従事者 [資格名: 医師・看護師・その他()] <input type="checkbox"/> 普通救命講習等受講者 (氏名)
貸出希望期間 (注3)	年 月 日 ~ 年 月 日
連絡先(受渡者)	(住所)
	(氏名) 日中連絡のつく (電話番号)
備 考	

(注1) 事業のチラシ等があれば添付してください。

(注2) 資格免許等の写し又は講習修了証の写しを添付してください。

(注3) 貸出期間は、AEDを受領した日を含めて最長7日間とする。

AEDを受領しました。 _____ 年 月 日 受領者名

AEDの貸出を 承認・不承認 します。 起案 . . .			
回議完了 . . .			
課長	課長補佐	係	起案

貸出条件

1 AEDの貸出対象について

- (1) 尼崎市内を所在地とする保育所、幼稚園及び小中学校等の設置者並びにこれらの保護者会
- (2) 尼崎市民で組織される子ども会等の団体及び自治会等の団体
- (3) その他市長が必要と認める者

2 AEDの貸出要件について

- (1) AEDを事業の参加者等のために配置すること。
- (2) 医療従事者又は普通救命講習等の受講者でその証明書等を提示することができる者を事業の実施会場に配置すること。
- (3) 事業の参加者がおおむね10人以上であること。
- (4) 事業が尼崎市内で行われること。
- (5) 事業が営利を目的としていないこと。

3 貸出期間について

AEDの貸出期間は、事業の開催日を含む最長7日間とする。

4 経費負担について

- (1) AEDの貸出しは、無料とする。
- (2) 貸出期間中に救命活動のために使用した AEDのパッド、バッテリー等の付属物の経費については尼崎市が負担する。

5 貸出手続等について

- (1) AEDの貸出しを受けようとする者は、市長が別に定めるAED貸出申込書を貸出しを受けからようとする日の3か月前から1週間前までに市長に提出しなければならない。
- (2) AEDの貸出数は、原則として1台とする。

6 維持管理について

- (1) AEDの貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)は、これを良好な状態で使用し、保管しなければならない。
- (2) 借受者は、AEDを目的外に使用してはならない。
- (3) 借受者は、AEDを処分し、転貸し又は譲渡してはならない。

7 返却手続について

借受者は、事業が終了したとき又は当該事業が中止されたときは、貸出期間内に市長が別に定めるAED貸出報告書を添えて、AEDを市長に返却しなければならない。

8 損害賠償について

- (1) 借受者は、故意又は過失により貸出しを受けたAEDを破損し、又は亡失したときは、直ちに、これを現状に復し、又はその損害を弁償しなければならない。
- (2) 尼崎市は、AEDの使用に当たり借受者の責めに帰すべき理由により生じた事故又はAEDの不具合により生じた事故に基づく損害について、賠償等の一切の責任を負わない。

9 返還について

市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、AEDの貸出しを解除し、借受者に当該AEDを返還させることができる。

- (1) 借受者がAEDを使用しなくなったとき
- (2) 借受者が偽りその他不明の手段によりAEDを借り受けたとき。
- (3) 借受者が上記規定に違反したとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めたとき。